

八王子市公私連携保育法人募集要項

1. 募集の趣旨

八王子市（以下「市」という。）では現在指定管理者に管理運営を委託している公設民営保育所のうち、令和7年度（2025年度）末に指定期間が満了する2施設について、令和8年（2026年）4月1日から公私連携型保育所※として設置・運営する事業者を募集します。

※児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の8に基づき、事業者が市と協定を締結し、市から必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力を得て、市との連携の下に保育及び子育て支援事業を行う保育所で、市が公私連携保育法人（以下「連携法人」という。）として指定した事業者が設置・運営する保育所（民設民営保育所）。

2. 公私連携型保育所移行対象施設

対象施設は以下の2施設とします。

施設名称	定員（令和7年度）	所在地
多賀保育園	80人	八王子市元本郷町三丁目8番16号
静教保育園	65人	八王子市元横山町三丁目19番13号

3. 公私連携保育法人の指定

市は、選定した事業者と公私連携型保育所の運営等に関する協定を締結し、連携法人の指定を行います。

（1）協定期間

令和8年（2026年）4月1日から令和18年（2036年）3月31日までの10年間

（2）指定の取消し

公私連携型保育所の運営並びに施設の維持管理等を適正に行うため、市の指導・指示に従わない場合、上記期間中においても連携法人の指定を取り消すことがあります。

4. 実施業務

実施業務は以下のとおりとします。詳細は「公私連携型保育所の運営等に関する協定書」に記載します。

- (1) 設置業務
- (2) 運営業務
 - ア 保育の提供に関する業務
 - イ 子育て支援業務
 - ウ その他、市が指定する業務

5. 委託費、補助金等

4. (2) 運営業務に係る委託費、補助金等については、以下のとおりとなります。

(1) 委託費

毎月初日の年齢毎の在籍児童数に応じて、子ども・子育て支援法附則第 6 条第 1 項に規定する委託費（公定価格）を支払います。

(2) 補助金等

八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び八王子市保育所設置認可等事務取扱要綱を超えて行う保育内容の充実に要する経費を、八王子市保育所運営費支弁要綱に基づき、予算の範囲内で支払います。また補助金については、私立認可保育所と同様の取扱いとします。

6. 財産の取扱い

土地、建物及び物品（引渡し時に対象施設で使用・保管中のもの）については、「定期建物賃貸借契約書」に基づき、貸付契約を締結のうえ、土地、建物は有償で貸付け、備品は寄託します。

7. 応募資格

本件に応募することができる事業者は、以下の全ての要件を満たすものとします。

- (1) 八王子市内に事務所又は事業所を置く法人
- (2) 現に市内で認可保育所、認定こども園、幼稚園を設置・運営し、児童福祉法第 35 条第 5 項各号に掲げる基準を満たす者
- (3) 運営する保育事業以外の事業を含む全体の財務内容が適正であること。（直近 3 年間の会計年度で 3 年連続して損失を計上していないこと。また、直近 2 年間の会計年度でいずれの年度も債務超過になっていないこと。）
- (4) 対象施設に係る年間事業費（土地賃借料を含む）の 12 分の 1 以上に相当する資金を普通預金、当座預金等により有していること。
- (5) 運営する施設が、指導検査（立入調査）において申込年度以前の過去 3 年間に文書指摘がないこと、又は、指摘があった場合は、適正に改善がなされていること。

(6) 「公私連携型保育所の運営等に関する協定書」を誠実に履行できること。

(7) 以下の欠格事項のいずれにも該当しないこと。

なお、必要に応じ関係機関へ、資格審査のため照会する場合があります。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者

イ 市から指名停止措置を受けている者

ウ 市民税、法人税、消費税等を滞納している者

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等により更生又は再生手続きを開始している法人

オ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 92 条の 2（議員の兼業禁止）、第 142 条（長の兼業禁止）、第 166 条（副市長の兼業禁止）及び第 180 条の 5（委員会の委員及び委員の兼業禁止）に該当する者

カ 事業者又はその役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者

8. 応募

(1) 募集要項の配布

ア 配布期間

令和 7 年（2025 年）6 月 2 日（月）～令和 7 年（2025 年）6 月 17 日（火）
（土、日、祝日は除く）

イ 配布時間

午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時は除く）

ウ 配布場所

八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号

八王子市役所本庁舎 4 階 子ども家庭部子どもの教育・保育推進課

窓口及び市ホームページ

(2) 現地見学会

施設の状況等を確認していただくため現地見学会を開催します。追加の見学会は実施しませんので、応募予定の事業者は、可能な限り出席してください。

ア 日時

(ア)多賀：令和 7 年（2025 年）6 月 14 日（土）午前 9 時から 2 時間程度

(イ)静教：令和 7 年（2025 年）6 月 14 日（土）午後 2 時から 2 時間程度

イ 場所

(ア)八王子市立多賀保育園（八王子市元本郷町三丁目 8 番 16 号）

(イ)八王子市立静教保育園（八王子市元横山町三丁目 19 番 13 号）

ウ 出席

出席人数は 1 事業者につき 3 名まで

出席する場合は、令和 7 年（2025 年）6 月 11 日（水）正午までに出席人数を連絡願います。※応募者多数の場合、開催時間等を調整させていただく場合がありますのでご了承ください。

なお、見学会用に駐車場の用意はありませんので、公共交通機関等をご利用ください。

(3) 質問の受付・回答

ア 質問受付方法

質問は、電子メールにより受け付けますので、以下のアドレス宛に送信願います。
b470800@city.hachioji.tokyo.jp

イ 質問受付締切

令和 7 年（2025 年）6 月 17 日（火）午後 5 時まで

ウ 回答

令和 7 年（2025 年）6 月 23 日（月）までに全事業者へ電子メールにより回答する予定です。

(4) 提出書類

提出書類は「提出書類一覧」に記載します。

(5) 提出部数

正本 1 部 及び 副本 7 部 合計 8 部

(6) 応募の受付

ア 受付期間

令和 7 年（2025 年）7 月 7 日（月）～令和 7 年（2025 年）7 月 11 日（金）
（土、日、祝日は除く）

午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時は除く）

イ 受付場所

八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号

八王子市役所本庁舎 4 階 子ども家庭部子どもの教育・保育推進課

(7) その他

ア 受付期間以外は一切受け付けません。また、受付期間後の提出書類の変更や追加は認めません。ただし、本市が指示した場合はこの限りではありません。

- イ 提出書類は必ず受付場所に持参することとします。
- ウ 提出書類は返却しません。
- エ 応募に係る経費は事業者の負担とします。
- オ 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- カ 応募受付後に辞退する場合は、その旨を書面により提出することとします。
- キ 提出書類の著作権はそれぞれの事業者に帰属しますが、提出書類は市に対する情報公開の対象文書となります。

9. 選考

(1) 評価項目

「公私連携保育法人選考に係る評価項目」のとおりとします。

(2) 選考方法

ア 一次選考

提出書類により応募資格要件に関する資格審査及び書類審査（必要に応じヒアリング）を行います。

イ 二次選考

学識経験者等で構成する評価会議において、提出書類及び事業者による事業説明（プレゼンテーション）等を評価項目に基づき評価し、その評価結果を参考に市が連携法人候補者を決定します。なお、日時等の詳細については別途通知します。

(3) 選考結果

選考結果は文書により通知します。また、選考結果の概要については、市ホームページで公表します。

10. 協定締結

市は、児童福祉法第56条の8第2項に基づき、連携法人の指定に当たり、あらかじめ以下の事項について規定する協定を連携法人候補者と締結します。

- (1) 協定の目的となる公私連携型保育所の名称及び所在地
- (2) 公私連携型保育所における保育等に関する基本的事項
- (3) 市による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項
- (4) 協定の有効期間
- (5) 協定に違反した場合の措置
- (6) その他公私連携型保育所の設置及び運営に関し必要な事項

1 1.協定期間開始時の業務引継ぎ

事業者の変更に伴う児童、保護者の不安軽減のため、現在の指定管理者との間で、現在の保育内容を継続することを前提とした業務の引継ぎを、共同保育期間を設定したうえで、実施していただきます。

なお、引継ぎに係る費用については、市の予算の範囲内で、別途委託契約を締結し、対象経費を支払う予定です。

1 2.スケジュール

時期	内容
募集要項配布	令和7年(2025年)6月2日～令和7年(2025年)6月17日
応募書類受付	令和7年(2025年)7月7日～令和7年(2025年)7月11日
一次審査	令和7年(2025年)7月14日～7月下旬
一次審査結果通知	令和7年(2025年)7月下旬
二次審査	令和7年(2025年)8月下旬
二次審査結果通知	令和7年(2025年)8月下旬
協定締結	令和7年(2025年)9月上旬
連携法人指定	令和7年(2025年)9月下旬
業務引継ぎ	協定締結後
財産契約締結	協定締結後
事業開始	令和8年(2026年)4月1日～

1 3.その他留意事項

(1) 市議会の議決

本件募集は、事業実施に係る予算、条例改正等の議案が市議会で議決された場合にのみ成立します。そのため、議決が得られなかった場合、本事業が実施できなくなることを予めご了承ください。その場合においても、市は事業者が本件応募に要した経費等について一切補償しません。

1 4.問い合わせ先

〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号

八王子市子ども家庭部子どもの教育・保育推進課（公立保育所運営担当）

TEL 042(620)7447(直通) FAX 042(621)2711

E-mail b470800@city.hachioji.tokyo.jp